

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書

今後予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各般にわたる地震防災対策を鋭意講じてきたところです。

しかしながら、今後なお整備を必要とする多くの事業が残されており、また、近年の東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、防災資機材の整備等をより一層推進することが求められているにもかかわらず、この計画の根拠法である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成26年度末をもって効力を失おうとしています。

よって政府におきましては、このような状況と大規模地震対策の重要性に鑑み、下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月24日

伊 那 市 議 会